

第2 特定事業を実施する方への留意事項

特定事業とは、土地利用の形態等を問わず、埋立て等をする区域以外の場所から採取された土砂等で埋立て等をする事業であって、その区域の面積が3,000平方メートル以上の事業（条例第2条）をいい、岐阜県埋立て等の規制に関する条例に基づく許可（条例第10条）が必要となります。

I 申請者について

特定事業を申請する者については、継続性を持った埋立て等の行為を施行・管理する者であり、主体的に推進する者が申請者となります。

なお、開発行為等他法令等に基づく申請がある場合、施行中の責任の所在を明確にするため、基本的には開発行為等他法令に基づく申請者が申請をすることになります。

II 申請に必要な事項について

(1) 申請に必要な書類

特定事業の許可申請に必要な書類を「第3 特定事業の許可申請について（P7）」により作成してください。

(2) 特定事業区域の構造が構造基準に適合していること

埋立て等による崩落等の災害を防止するため構造基準を定めており、この基準に適合することが必要です。

なお、特定事業を実施するために他の法令等の許認可等が必要な場合で、施行規則に定める構造基準の適用除外に該当する場合は、災害発生の防止措置が図られているものとして、構造基準が適用されません。

「構造基準」：施行規則第3条 別表第2

「適用除外」：施行規則第9条 別表第4

III 他法令等の許認可等について

この条例以外の法令で規制があるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等をとることが必要となります。

また、他の関係法令等の許認可等を受ける必要がある場合は、当該許認可等を受けていなければ、特定事業の許可を受けても、特定事業を実施することはできません。

(1) 特定事業を実施する区域の史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財の有無について、市町村教育委員会または県教育委員会に確認し、その後の対応について協議すること。

(2) 特定事業を実施する区域（土地）内に、青道や赤道がある場合（公図で確認すること）は、それが機能しているかどうか、埋めるために必要な措置はどうか等を市町村または東海財務局岐阜財務事務所に確認すること。

(3) 特定事業を実施する土地が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む）許可については、市町村農業委員会に必要な手続きを確認すること。

(4) 特定事業を実施する土地が山林等の場合は、地域、面積等により必要な許可や届出が異なるため、各農林事務所に必要な手続きを確認すること。

(5) 特定事業の施行を管理する事務所を建設する場合は、建築確認を掌握する機関に規模、条件等を確認すること。

(6) その他、施行規則第9条別表第4に掲げる行為や開発など、関係許認可を十分に確認す

ること。

- (7) 令和7年4月1日に県下全域が宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域に指定され、規制区域内における一定規模以上の盛土等に関しては同法に基づく許可等が必要。
- (8) 1,000平方メートル以上の一時堆積は、一般粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法の届出が必要。

IV 対象事業について

(1) 事業区域、対象事業

- ① 特定事業区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積をいい、区域外の搬入路、現場事務所、保安地帯等は含まない。
※「特定事業区域」：実際に埋立て等を行う区域
「特定事業に供する施設」：搬入路や保安地帯、現場事務所など
「特定事業場」とは、「特定事業区域」と「特定事業に供する施設」を併せた、事業の全体区域とする。
- ② 事業規模が変更により、3,000平方メートル以上になる場合は、許可を必要とする。
- ③ 植樹の用に供するため樹木と一緒に搬入する土砂、ゴルフ場のバンカーに砂を入れる行為、運動場に砂をまく行為、駐車場に砕石で舗装する行為など、本来の機能を有する目的で行う行為は許可の対象外とする。

(2) 特定事業の許可を要しない施設・行為

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項の許可を受けた一般廃棄物処理施設、同法第9条の3第1項の規定による届出をした一般廃棄物処理施設、同法第15条第1項の許可を受けた産業廃棄物処理施設又は岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成11年岐阜県条例第10号）第21条第1項若しくは第2項の規定による届出をした小規模産業廃棄物処理施設において行う埋立て等
- ② 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項に規定する鉱山において行う埋立て等
- ③ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項若しくは第11条第1項の規定による指定された土地の区域内で同法第6条第1項に規定する汚染の除去等の措置として行う埋立て等、同法第16条第1項に規定する汚染土壌を同法第17条に規定する運搬に関する基準に従い保管する場合における当該汚染土壌の堆積又は第22条第1項の許可を受けた汚染土壌処理施設において行う埋立て等
- ④ 土砂等による埋立て等を行った後、表面をアスファルトやコンクリートなどを用いて舗装する行為。
- ⑤ 砕石又は再生砕石を使用して下記の構造物を設置する行為。
 - (ア) 道路舗装及びその他の路盤材料
 - (イ) 土木構造物の裏込材及び基礎材（例：ブロック積の裏込め砕石）
 - (ウ) 建築物の基礎材
- ⑥ 事業の前に確保してあった耕作土（表土）で覆う行為。
- ⑦ 地盤を安定させる目的で使用するセメント及びセメント系固化材の使用については、公共事業、民間事業に関わらず国土交通省からの指針（平成12年3月24日付け建設省技調発第49号、建設省営建発第10号）に基づき適切に使用する行為。生石灰及び

石灰系固化材を、地盤を安定させる目的で使用する行為。

- ⑧ 廃棄物処理法に基づく行政処分（行政指導を含む。）を受けて、掘削した土砂等を一時的に堆積する行為。

(3) その他

- ① 特定事業区域の表面をアスファルト舗装する場合や事業前に確保してあった耕作土で覆う場合は、完了（廃止）確認結果通知後に行うこととする。（特定事業区域内の一部の埋立て等が完了した段階で、当該部分において舗装等を行う必要がある場合は、一部完了届を提出して確認結果通知を受けること。）
- ② 土砂等搬入届に添付する、採取元証明書は、どんなに小規模（小土量）でも、発生場所毎に必要なものである。
- ③ 変更の許可が必要な場合は、2ヶ月程度前から余裕をもって手続きに入ること。

V 行政指導に対する相談受付窓口等について

- 1 申請の受付や審査をする職員の行政指導（申請に関する指導・助言等）に疑義がある場合は、以下の窓口で受け付けています。

○県政へのご意見・ご提案窓口（県ホームページ）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56717.html>

トップページ>県政情報>広報・広聴>県政へのご意見・ご提案

○行政相談室（岐阜県庁内）

電 話：058-272-1140（直通）

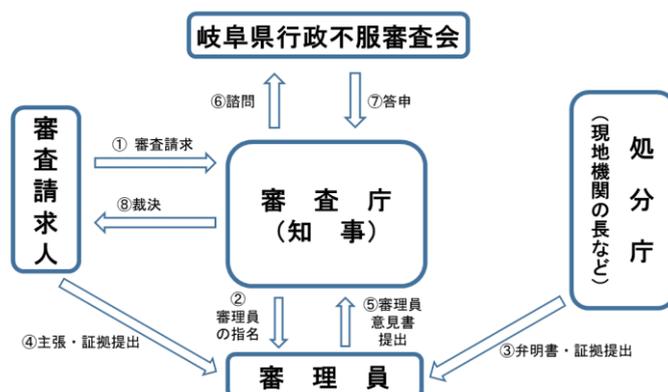
※受付時間 月曜日から金曜日の8:30～17:00（祝日、年末年始を除く）

F A X：058-278-2544 e-mail：c11127@pref.gifu.lg.jp

2 行政不服審査制度について

- (1) 申請が認められず不服がある場合は、処分があったことを知った日から3か月以内に、審査請求を行うことができます。
- (2) 審査請求を行う場合は、審査請求書を提出してください。審査請求書の提出先は、審査庁又は処分庁です。
- (3) 審査請求の手続の流れ（知事が審査庁の場合）は下の図のとおりです。審査請求書の様式、制度のより詳しい内容については、以下の県HPをご覧ください。

行政不服審査制度 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/250996.html>



VI 申請書の提出先について

申請書の提出先は次のとおりです。

現地機関名等	連絡先	所管区域
岐阜市役所 環境部 産業廃棄物指導課	〒500-8701 岐阜市司町40-1 市役所庁舎1 4階 TEL:058-214-2169 FAX:058-264-7119	岐阜市
岐阜地域環境室	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館第2棟3階 TEL:058-272-1920 FAX:058-278-3524	羽島市、各務原市、山県市、 瑞穂市、本巣市、岐南町、 笠松町、北方町
西濃県事務所 環境課	〒503-0838 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎 TEL:0584-73-1111 FAX:0584-74-9428	大垣市、海津市、養老町、 垂井町、関ヶ原町、神戸町、 輪之内町、安八町
揖斐県事務所 環境課	〒501-0603 揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎 TEL:0585-23-1111 FAX:0585-22-1829	揖斐川町、大野町、池田町
中濃県事務所 環境課	〒501-3756 美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎 TEL:0575-33-4011 FAX:0575-35-1492	関市、美濃市、郡上市
可茂県事務所 環境課	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎 TEL:0574-25-3111 FAX:0574-25-3934	美濃加茂市、可児市、 坂祝町、富加町、川辺町、 七宗町、八百津町、白川町、 東白川村、御嵩町
東濃県事務所 環境課	〒507-8708 多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎 TEL:0572-23-1111 FAX:0572-25-0079	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那県事務所 環境課	〒509-7203 恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎 TEL:0573-26-1111 FAX:0573-25-7129	中津川市、恵那市
飛騨県事務所 環境課	〒506-8688 高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎 TEL:0577-33-1111 FAX:0577-33-1085	高山市、飛騨市、下呂市、 白川村